

OECD・BEPS 行動 4 の討議草案の公表 利子控除及びその他の金融支払

16 January 2015

In brief

2014年12月18日、BEPS(税源浸食と利益移転)行動4に係る“Interest Deductions and Other Financial Payments(利子控除及びその他の金融支払)”と題する討議草案が公表されました。

行動4の目的は、利子費用の利用によるBEPSに対処するための最善の執行ルールを策定することであり、本項目に係る最初の討議草案である本文書は、各種現行利子制限ルールについて幅広い検討を行いつつ、この問題に対処するための種々の選択肢を提示しています。すなわち、結局のところ、現行ルールでは問題となっているBEPSの懸念への十分な対応がなされていないことから、グループ全体対応ルール、固定比率ルール、個別対応ルール、これらの組合せ等の多くの異なるアプローチについての検討がなされています。

OECDへのコメント提出期限は2月6日となっています。その後、民間企業とのコンサルテーションを経て、本年中に内容が確定される見込みです。

In detail

本討議草案では、最善の実務的勧告についてのコンセンサスには達していないことが明確に述べられています。最善の実務上のルールの可能性のあるものとして、次の二つの基本的な考え方が示されています。

なお、直接的に利子を対象とするか間接的に負債を対象とするかについては、BEPS対応ルールとしては、税務上控除額に直接関係する利子を対象とすることが提案されています。また、総(グロス)利子費用を対象とするか純(ネット)利子費用を対象とするかについては、二重課税の可能性が少ないこと等から、純利子費用を対象とすることが提案されています。

(1) グループ全体での利子配分又は比率アプローチ(グループ全体対応テスト)

これは純利子控除をグループでの実際の対第三者純利子費用の比率に制限をするもので、利益(earnings)や資産価値(asset value)等の経済活動の指標に基づいてグループ全体の利子費用を配分するもの、又はグループ全体の利益や資産に対する純利子の割合と比較することに基づき利子控除を制限するものです。利子配分アプローチは米国の予算提案と概ね類似しており、また世界全体の利子費用に基づく現行の英国借入ルールにも多くの類似点があります。グループでの比率と類似のルールが豪州、フランスならびにドイツ等で採られています。しかし、これらの国では、グループでの比率は、主たる制限ではなく、むしろ固定比率テストからの切り出しとして使われています。

(2) 利子費用を特定の利益、資産、資本比率に制限をするために使われている固定比率テストアプローチ

この型のアプローチは既に広く多くの国で採用されています。例えば、ドイツでは課税対象EBITDA (earnings before interest, taxes, depreciation and amortisation: 利子、税、償却の控除前利益)、米国では調整後課税所得に基づいて利子控除が制限されます。しかし、本討議草案では、重大な二重課税リスクを生じることなくBEPS懸念に対処し得るだけの低い適切ベンチマーク割合を設定することの困難性を認めています。

これら両方のケースで、本討議草案は、より直接的にBEPS懸念に対処するため、配分又は割合が借入よりは利子に基づくことを推奨し、また、免税又は繰延所得を生じる資産を計算から除外しています。

さらに、本討議草案は、固定比率とグループ全体比率テストとの組合せを検討しており、OECDはこの組合せアプローチに好意的なようです。組合せの一方が標準的なルールとして使用されれば、代替ルールは最初のテストによって控除できない利子が生じる場合のみ適用されます。本討議草案において、現行の固定比率がBEPSを防止するにはあまりに寛大過ぎる可能性があること、固定比率はむしろ低く設定され、したがって、BEPSのリスクをあまり生じない事業体にのみ全額利子控除を認めるものとみられます。この点を示している数字 (EBITDAに対する利子の比率) として、OECDは、PwCの“Global Top 100 Companies by market capitalization”の2014年3月版リストを採り上げています。

本問題については、主要政策目標であるBEPS対応のほか、その他の政策的考慮として、執行及びコンプライアンスコストの削減、二重課税の回避、確実性の提供、競争、投資への歪みの極小化、経済安定の促進、等があります。また、本討議草案はさらに、個別分野 (銀行、保険、インフラ、鉱業) への異なるアプローチの検討の必要性、EU法への対処の重要性、その他のBEPS行動項目 (ハイブリッドミスマッチ (行動2)、外国子会社合算税制 (行動3)、条約濫用 (行動6)、リスク及び資本 (行動9)、国別報告 (行動13)、紛争解決 (行動14) 等) との相互関係にも触れています。

何が最善の実務ルールかについては、実施された場合の関連するコンプライアンス負担がどうなるかによって異なりますが、例えば、グループ純利子費用のグローバルでの配分や固定比率に基づく控除の決定にあたり、異なるGAAPの下での会計数字の使用に関して統一性を考慮することが必要となります。OECDはこの場合にも会計上及び税務上の金額で生じるミスマッチの可能性を認識しています。

なお、本討議草案では、純利子額の少額のものに係る閾値についての検討もなされています。

ルールが効果的であるためには、利子費用に対処するだけでなく、むしろ全ての形の借入、経済的に利子と同様な支払、金融上の手当に関連して生じる費用に適用すべきであるとOECDは述べています。グループが行う種々の商業取引に適切に対処できるルール案の作成に係る課題は依然として残っています。英国ワールドワイド デット キャップの経験によれば、例えばデリバティブに適切に対処するのは実務的には特に困難であることが示唆されています。

さらに、各国地域にまたがる全世界利子の配分に基づくキャップの導入は、各国、地域によって適用されているその他の制限ルールとの相互関連、純金融所得ポジションの国、地域を有するグループにおけるその他地域での事実上の否認額の発生等から、外部利子費用の全額を税務上控除できることにはならないグループを生む実際上のリスクがあります。

これは二重課税を生む可能性があり、このリスク軽減のため、OECDは、利子制限ルールは純 (グロスではなくネット) 利子費用レベルに適用されるべきと考えています。また、OECDは、過大利子 (又は未使用の利子控除枠) の繰延べを含めることの必要性をも認識しており、米国やドイツ等の多くの国で今日存在しているルールに類似しています。しかし、このような措置は、単に部分的に二重課税の軽減になるだけの可能性があります。

グループ全体での利子配分に係る数値が、毎年変動する可能性があることは、各国、地域での毎年の控除可能利子レベルに関して不確実性をもたらします。これはグループによる自らの税務ポジションの予測を困難にする可能性があり、そのため将来の財務投資等を行う戦略的意思決定に影響を及ぼします。

本討議草案で提起されている主要な問題は、事業上の投資決定に対する利子キャップ配分ルールのもつ影響の可能性です。提案されているグループ全体のテストは多国籍企業と純粋国内グループとの間で、同一の国、地域での買収資金借入に関して、純粋国内企業に有利な競争条件となる可能性があると考えられます。また、資本の効果的なコストにも影響を与え、実際投資を減少させる可能性もあります。特定のグループに係る影響は、グループの性質、利子配分がどう行われるかによるところが大きいと考えられます。

本討議草案に対するコメントは2015年2月6日まで募集されており、2015年2月17日にパブリックコンサルテーションが行われます。

BEPS行動計画4の討議草案については、以下OECDのホームページをご参照ください。

OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project BEPS Action 4: Discussion Draft on Action 4 (Interest Deductions and Other Financial Payments) of the BEPS Action Plan (<http://www.oecd.org/ctp/aggressive/discussion-draft-action-4-interest-deductions.pdf>)

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル15階

電話：03-5251-2400(代表)

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

高野 公人

03-5251-2698

kimihito.k.takano@jp.pwc.com

顧問

岡田 至康

03-5251-2670

yoshiyasu.okada@jp.pwc.com

シニア マネージャー

村岡 欣潤

03-5251-2495

kinjun.k.muraoka@jp.pwc.com

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、PwCのメンバーファームです。公認会計士、税理士など約520人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwCは、世界157カ国におよぶグローバルネットワークに195,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスの提供を通じて、企業・団体や個人の価値創造を支援しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2015 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース 無断複写・転載を禁じます。

PwCとはメンバーファームである税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、またはPwCのネットワークを指しています。各メンバーファームは、別組織となっています。詳細はwww.pwc.com/structureをご覧ください。